（在外教育施設の安全対策等）

第十二条　国は、在外教育施設に在籍する在留邦人の子及びその教職員の安全の確保が図られるよう、在外教育施設の安全対策及びその所在する地域の安全に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（在外教育施設を拠点とする国際的な交流の促進等）

第十三条　国は、在外教育施設を拠点とする国際的な交流の促進が図られるよう、在外教育施設における我が国の魅力の増進に資する活動（次項において「魅力増進活動」という。）の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

２　国は、魅力増進活動に資する自主的な活動として、在外教育施設を拠点とした日本文化の紹介又は日本語の普及、在外教育施設における在留邦人の子以外の者であってその教育を受けることを希望するものの受入れその他の我が国に対する諸外国の理解の増進を図るための活動が行われる場合には、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。

（調査研究の推進等）

第十四条　国は、在外教育施設における教育の内容及び方法に関する研究その他の在外教育施設における教育に関する調査研究の推進並びにその成果の普及及び活用のために必要な施策を講ずるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後速やかに、海外から帰国した児童及び生徒であって日本語に通じないものに対する支援の一層の充実のための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

２　政府は、在留邦人の子のために海外に設置された教育施設における小学校就学前子ども（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六条第一項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）に対する教育の実態について調査を行い、その結果を踏まえ、当該教育施設における小学校就学前子どもに対する教育の内容について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

外務大臣　林　芳正
文部科学大臣　末松　信介
内閣総理大臣　岸田　文雄

政　令

教育職員免許法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年六月十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百十九号

教育職員免許法施行令の一部を改正する政令

内閣は、教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和四年法律第四十号）の施行に伴い、この政令を制定する。

教育職員免許法施行令（昭和二十四年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

本則中「第十六条の三第四項」を「第十六条の三第三項」に改める。

附　則

この政令は、令和四年七月一日から施行する。

文部科学大臣　末松　信介
内閣総理大臣　岸田　文雄

貿易保険法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年六月十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百二十号

貿易保険法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、貿易保険法の一部を改正する法律（令和四年法律第二十五号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

貿易保険法の一部を改正する法律の施行期日は、令和四年七月一日とする。

経済産業大臣　萩生田光一
内閣総理大臣　岸田　文雄

貿易保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年六月十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百二十一号

貿易保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）第二条第十五項及び第十九項、第十二条第二項第二号、第四十四条第二項第四号、第四十八条第二項第三号、第六十九条第二項第二号並びに第七十四条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

貿易保険法施行令（昭和二十八年政令第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「出資外国法人等」の下に「、「前払購入契約」、「前払購入者」を、「不動産に関する権利等」の下に「、「海外事業資金貸付」、「海外事業資金貸付金債権等」を加え、「又は「出資外国法人等仲介貿易貨物」を「、「出資外国法人等仲介貿易貨物」、「貸付金等」、「前払金」又は「関係外国法人」に、「第十七項」を「第十五項から第十八項まで」に、「又は第四十八条第二項第一号」を「、第四十八条第二項第一号、第五十一条第二項、第六十六条第二項又は第六十九条第二項第一号」に改め、「出資外国法人等、」の下に「前払購入契約、前払購入者、」を、「、不動産に関する権利等」の下に「、海外事業資金貸付、海外事業資金貸付金債権等」を加え、「又は出資外国法人等仲介貿易貨物」を「、出資外国法人等仲介貿易貨物、貸付金等、前払金又は関係外国法人」に改める。